

釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更（釜石市決定）

釜石都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を次のように 変更する

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）						
位 置		岩手県釜石市大町一丁目及び只越町二丁目の全部、大渡町一丁目、大渡町二丁目、大町二丁目、大町三丁目、只越町一丁目、只越町三丁目、大只越町一丁目、大只越町二丁目、天神町、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、東前町、魚河岸及び大字釜石第二地割の各一部						
面 積		約 29.8ha						
住宅施設、 特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	特定業務施設	約 3.2ha	備考	漁港関連施設、水産加工施設等を配置する。				
	住宅・公益的施設	約 7.5ha		震災前の土地利用を踏まえ、住宅を中心に商業施設、その他居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設等を配置する。				
	公益的・住宅施設	約 4.8ha		震災前の土地利用を踏まえ、商業施設を中心にその他居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設、住宅等を配置する。				
	公益的施設	種 別	名 称	面 積	備 考			
		都市計画 駐車場	1号 大町 駐車場	約 0.39ha	別に都市計画において定めるとおりとする。			
			約 3.9ha	庁舎、文化交流拠点、多目的広場、商業施設、その他居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設等を適宜配置する。				
	公共施設	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考	
			都市計画 道路	3・2・1 税関通線		30m	約 170m	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする
				3・2・2 寺通線		30m	約 150m	
				3・4・5 寺町薬師堂線		20m	約 70m	
3・4・6 釜石駅東前線					20m	約 1290m		
3・4・7 松原鳥谷坂線					16m	約 140m		
3・5・11 只越鳥谷坂線					12m	約 340m		
3・5・10 魚河岸新浜町線					14m	約 460m		
3・6・22 只越学校前線					10m	約 460m		
3・6・23 只越鳥ヶ沢線					10m	約 470m		
3・6・24 只越大只越線					10m	約 280m		
3・6・26 河岸仲町線					10m	約 190m		
3・6・29 只越青葉線					8m	約 550m		
3・6・32 青葉大町線				8m	約 70m			
地区内 道路			大町 6 号線		約 4m	約 100m		
	只越町 5 号線		約 8m	約 50m				
	只越町 6 号線		約 8m	約 120m				
	只越町 7 号線		約 4m	約 60m				
	只越町 10 号線		約 8m	約 180m				

			浜町 3 号線	約 9m	約 100m	
			浜町 4 号線	約 8m	約 60m	
			浜町 5 号線	約 9m	約 260m	
			浜町 10 号線	約 9m	約 50m	
			浜町 12 号線	約 4m	約 50m	
			東前町 5 号線	約 9m	約 120m	
			東前町 11 号線	約 9m	約 40m	
		上記の都市計画道路を骨格として、幅員 3m～9mの地区内道路、歩行者専用道路を適宜配置することにより、本地区の道路網を形成する。				
	公園及び 緑地	種別	名称	面積	備考	
		緑地	(仮)1号緑地	約 0.33ha		
			(仮)2号緑地	約 0.02ha		
			(仮)3号緑地	約 0.02ha		
		広場	市民広場	約 0.33ha		
	都市計画緑地	1号青葉通り緑地	約 0.1ha	別に都市計画において定めるとおりとする		
	市街地における緑とオープンスペースを確保し、都市景観の向上や中心市街地のにぎわいの創出を図るため、公園と緑地を適宜配置する。					
	その他 公共施設	種別	名称	面積	備考	
		釜石 公共 下水道	汐立排水 ポンプ場	約 0.22ha	別に都市計画において定めるとおりとする。	
		水路 幅員約 3m、延長約 460m 下水道 ①雨水：公共下水道により集水し、釜石湾へ直接放流する。 ②汚水：公共下水道により集水し、流末処理場を經由して釜石湾へ放流する。 上水道 釜石市営水道により給水する。				
	小計	約 10.4ha				
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度	30m以下					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度	40/10、30/10、20/10					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8/10、6/10					

「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

#### 理由

事業進捗に伴い、歩行者専用道路の削減や区域境界線の変更、施設配置計画を見直す。

このことから、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を、本案のとおり変更するものである。

## 変 更 理 由 書

東部地区は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた中心市街地の復興を先導することを目的に、平成 24 年 11 月 30 日に釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を都市計画決定し、その後、地盤の嵩上げによる津波防御の有効性が確認されたことから、平成 25 年 3 月 11 日に、その区域を拡大する都市計画の変更を行っています。また、平成 25 年 8 月 12 日に、津波災害時の円滑な避難のため道路線形及び幅員を見直す変更を行い、更に平成 28 年 2 月 9 日には、有効的な宅地整備を目的として、公共施設や住宅・公益的施設等の配置計画を見直しているところです。

今般、事業の進捗に伴い、工程遅延が発生する見込みとなり、従来の工程を詳細に検証したところ、大規模造成工事エリアに建設予定の災害公営住宅用地を当面仮設道路として使用することで工程遅延を最大 5 ヶ月短縮できることが判明しました。工程遅延をできるだけ避け、被災された方々が一日でも早く再建できるよう努める必要があることから、大規模造成工事の影響を受けないエリアの市有地に新たな災害公営住宅を整備する必要性が生じたため、当該エリアの歩行者専用道路の幅員を見直すこととし、併せて住宅・公益的施設等の配置計画も見直します。

このことから、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を、本案のとおり変更するものです。